

平成21年第17回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年9月8日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第55号 平成21年度一般会計(教育費)予算案(補正第1号)について
- (2) 議案第56号 練馬区登録文化財の登録解除について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の涌き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) 幼小連携について

4 報告

(1) 教育長報告

平成20年度歳入歳出決算について

学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(素案)について

専決処分の報告について

デジタル放送対応テレビ等の配備および受信環境整備工事について

谷原小学校改築計画の変更について

新型インフルエンザへの対応状況について

新型インフルエンザ発生に伴う練馬区立中学校修学旅行の取消料等の取扱いについて

学校給食費食材支援の延長について

平成20年度練馬区の学校評価実施状況と今後の対応について

平成21年度新規練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

練馬区立田柄第二小学校、高松小学校および関町小学校への学童クラブ室ならびにひろば室(児童放課後等居場所づくり事業)の整備等について

練馬児童劇団第28回発表会開催概要について

ジュニアレスリングスポーツふれあい事業の実施について
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 2名

委員長

ただいまから、第17回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃっている。最初にご紹介申し上げます。

それでは、案件にそって議事を進める。

本日の案件は、議案2件、陳情1件、協議1件、教育長報告14件である。

(1) 議案第55号 平成21年度一般会計(教育費)予算案(補正第1号)について

委員長

初めに、議案第55号 平成21年度一般会計(教育費)予算案(補正第1号)についてである。この議案について、説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)第三回練馬区議会定例会に提出する補正予算案について、教育分野の補正額、主な経費の内容等を説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺う。また補足の説明等あれば願います。

外松委員

(6)の用地買収であるが、この両校は、どのような現状があり買収の必要性があるのか教えていただきたい。

施設課長

早宮小学校については、区画整理事業により、学校の南側の土地が学校用地として挙げられている。その土地は学校側に隣接しており、道路の付け替えが行われることに伴って購入するものである。校庭としてその後も継続して使用をする予定である。

大泉北中学校については、校地の東南の角地のところが、凹んでいる状況になっている。このたび、地主の方との交渉の結果、学校用地として取得することが可能となり、不整形な形のものを可能な限り正方形に近づけるため、購入するものである。

教育長

練馬区では、以前から学校用地に隣接する土地の売却が出た場合には、校地を広げていくために購入している。よほどの理由がない限りは購入している。

委員長

(2)の電子黒板(1校1台)は、各学校から要望があったのか。

学務課長

地上デジタル対応テレビや電子黒板などであるが、国の経済改革のうちの「スクール・ニューディール構想」で、学校ICT環境整備事業が打ち出され、ほとんど区の持ち出しがなく整備できることとなった。区としても地デジ対応は当然行わなければならない、学校のICT化も進めていかなければいけないと考えていたため、今回、補正予算に計上した。また、電子黒板については、書き込みやタッチパネルによる操作が簡単にでき、わかりやすい授業に寄与するものであると従来から考えていたところである。

委員長

特に学校から要望はなかったのか。

教育長

補足すると、文部科学省の指定で、八坂中学校が以前、ICTを使った授業改善を行った。そのときに、一部の学校からはぜひ欲しいという要望があった。その後、八坂小学校が行い、校長会からも電子黒板をぜひ欲しいという要望があった。そのような状況の中、今回、国から対策が出たため、区でも整備をするということである。ただ、電子黒板は、今のところ各校1台ということになるため、どのように授業に使っていくとい

うことについては、各学校の研修も含めこれからの課題ではないか。教育指導課長、補足をお願いする。

教育指導課長

八坂小・中学校の発表は大変評価する方が多かった。例えば気象予報士の方が天気図にペンで書き込みをし、それを記録したり、消したり、また復元したりするなど自由にできるという内容で、指導が非常に生き生きとしてきて、子供もそれによく反応するという成果が見て取れたのである。大変高額であるということが問題だったが、このたび、国の対策で購入することができるようになったのである。大変高額なものがこれから入るが、その活用ということが今後の課題になるかと考える。教育指導課としては、このような機器の活用の事例集を作成し、今年中に校長会等で配布し、啓発していくことを考えている。

また、パソコンを導入したきもそうだったが、電子黒板等を導入する際の説明会、講習会などが大事だと考える。それから、来年度、再来年度については、ICTの活用に特化した教育課題の研究校を、小学校1校、中学校1校ぐらい指定し、ICTを活用するあり方を啓発していく予定である。

委員長

電子黒板についての研究会などができて、先生方が電子黒板をほしいとおっしゃっていたので、今回の補正案で計上されよかったと感じている。今後、益々増えていってほしいと思う。他にはないか。

それでは、他にご意見がないので、まとめたいと思う。議案第55号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第55号については「承認」とする。

(2) 議案第56号 練馬区登録文化財の登録解除について

委員長

つづいて、議案第56号 練馬区登録文化財の登録解除について、説明をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)練馬区の無形民族文化財として登録しているちがや馬飾りについて、保持者の死亡に伴い、当該文化財の登録を解除することを説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問等を伺う。何かあるか。
ないようであるので、議案第56号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第56号については「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに陳情案件に入る。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情については、現在、継続審議となっている。

この陳情については、今後の外環道路整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

事務局から報告等はないか。

生涯学習課長

本日のところ、ご報告できるものは特にない。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

(1) 協議 幼小連携について

委員長

つぎに、協議案件に入る。幼小連携についてである。この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。また、この案件については、前回の教育委員会において議論があったところである。

ご案内のとおり、本年4月より幼稚園の新しい幼稚園教育要領が施行された。

この新しい幼稚園教育要領においては、小学校との連携の推進に関する内容が盛り込まれ、また、小学校学習指導要領においても、幼稚園に加えて保育所との連携が新たに

明記されたところである。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のためには、国公立や幼稚園・保育園を問わず、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携していくことが重要であり、各施設同士における連携に加えて、設置者や所管部局が異なる施設が連携しやすいように地方公共団体が連携のための環境を整備することなどが大切であるとされている。

そこで、練馬区教育委員会として、練馬区における幼小連携の現状等を把握した上で、幼児期の教育と小学校教育の接続をより円滑にするためにどのように対応していくかなどを検討していく必要があると思うので、本日、協議案件とさせていただいた。

協議に入る前に、事務局から資料が提出されているので、最初に説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）平成20年度における小学校1年生の不応状況について、不応状況の都教委の定義、他区に先駆けて実施した学級経営補助員の配置状況、不応の具体的事例、区立小学校と区立幼稚園との主な交流の内容を説明

学務課長

資料の説明（説明要旨）文部科学省が実施した「幼児教育実態調査」から抜粋した幼稚園における保育所および小学校との連携状況について、幼児と児童の交流、教師同士・教師と保育士の交流、教育課程の編成に関する工夫の実績を説明

委員長

ただいま、資料3-1については教育指導課長、資料3-2については学務課長より説明をしていただいた。本日は1回目の協議であるので、まず、ただいま説明があった内容を含め、資料要求などがあつたらお願いします。いかがか。

加藤委員

資料3-1の小学校における小一プロブレムの問題について、1番に、学級経営補助員の配置状況があり、これはこれで資料としてわかる。しかし、教育指導課長の説明の中に10年ぐらい前から小一の問題について話題になったということがあつたが、小学校でどのような実態があつたから学級経営補助員を配置したという、その小一プロブレムの実態がわからないものだろうか。

教育長

10年前というと平成12年ぐらいで、その前から小学校で学級崩壊ということが全国的に言われていた。そのような前兆が練馬区にもあつたわけである。クラスによっては学級が成り立たないところもあつた。

平成11年までは、そのようなことに対しては各学校が努力するべきで、教員の力がないからそうなるのだということが世間では言われていたが、実際にはそういうことで

はなく、どんな優秀な教員をつけても問題は発生していた。そのような状況で、平成12年に、練馬区で緊急課題に対する対策を講じる際に、教育委員会としては、学級が成り立たないようなところに学級経営補助員をつけた。そのときは、予算もわずかしがなく、確か、前期分もつけられなかったぐらいである。教育指導課でも、学校の現場を見に行ったが、学校の努力が足りないのではという見方などがあり、当初は、あまり配置をしなかった。そのため、予算が残ってしまったわけなのであるが、そうこうしているうちに、いろいろ課題のある配慮の必要な子供が増えてきてしまったため、学級経営補助員が広がってきた経緯がある。最初に学級補助員をつけたときと現在とは、クラスの状況は、そんな大きく変わらないと言える。

また、幼稚園、保育園に在籍していたときの子供たちの情報が学校にあがってこないために配慮の必要な子が同じクラスになってしまったということもあった。1つのクラスに3人も目をかけなければならない子供がいるなど、学級が成り立たないような学校も出てきたりしている。幼稚園、保育園からいろいろな情報を挙げていただくようにはしているところであるが、そういった状況に対し継続的に対応するために、今年度から、これまで臨時職員であった補助員を学級経営補助員という非常勤の職とした。

加藤委員

学級経営補助員の経緯は今のお話でよくわかったのだが、そのようにせざるを得なかった小学校における実態、例えば、年度ごとに小一プロブレムに値するような学級が、練馬区の小学校にはどのぐらいあるのかなどを知りたい。幼小の連携のことについて協議するのであれば、学級経営補助員について報告されても、その実態がわからなければ議論がとまらないと思う。平成20年度だったらどうか、あるいは平成15年度だったらどうかということや、それは増えているのか減ってきたのかなどもあわせて、小一プロブレムの実態を分析・検討してみないといけないのではないかと思った。子供の側の実態を知りたいということである。

委員長

今、加藤委員から、現場の実態について知りたいというご意見があった。ほかにいかがか。

教育長

この学級経営補助員の資料は、6年生まで出ている。小学校1年生の問題について考えるのであるから、小学校1年生の状況をピックアップした資料を次回にお出する。それでよいか。

加藤委員

まず小学校1年生の不適応から話し合おうというのだから、こういった資料よりも1年生の実態とある程度経緯がわかる資料がほしい。

委員長

では、次回までにまとめた資料を出していただきたいが、よろしいか。

教育指導課長

平成19年度、平成20年度の該当する児童に関する医師の診断の有無と、ADHD、アスペルガーなどの傾向についての資料を次回お出ししたいと思う。

委員長

願います。ほかにいかがか。

外松委員

地域によっては、幼稚園、保育園から小学校に上がるということをかなり重視して、保育園、幼稚園と1年生の先生方との話し合いの場を持つということを実施しているところがあると聞いている。練馬区では、そのようなことが実施されているのか。もし実施しているなら、いつぐらいから始めているのか次回教えていただきたい。

それと、世の中がここ近年めざましく変化しており、特に機械化が進み生活のスタイルが変わってきていることから、子供たちを取り巻く家庭環境が随分変わってきていると思う。そこで、練馬区では、新1年に入学する子供の保護者を対象とした説明会を実施していると思うが、その説明会では、幼稚園、保育園と学校生活の大きな違いについての特色をどの程度学校側で意識して、説明を行っているのか。保護者に対しての対応の実態をぜひ教えていただきたい。その点が非常に大切ではないかと考えている。

教育長

次回用意する。先ほど加藤委員がおっしゃった内容は、教育指導課長が言ったような子供だけではなく、そのような判定をされていない子供もたくさんいるので、対象を限定するのではなくそういった子供も含めてという意味である。

加藤委員

資料3-1について、子供の実態を知りたいということ为先ほどお話しした。この資料は、学級経営補助員についてであるが、正式な学級担任がいるのである。そうすると、教育長の先ほどの発言の中にもあったが、初期のころは確かに学級担任の力量の問題、つまりその教員がしっかりすれば何とかなるだろうという対応をした経緯がある。しかし、今は、それだけでは救えないのである。教職1年目の初任者からのみ問題が起こるのではなく、20年も30年も経験のある教員の学級でも問題が起こるということが報道されている。そういったことから、データをとるのは難しいかもしれないが、どういう担任がどういう学級を持っていてそのような問題が起こりやすいのかなどの教員側のデータがとれるのか、あるいはそういったデータがあるのかないのかについて、練馬区の情報として知りたいと思うが、その辺はいかがか。

教育長

いずれにしても1年生に絞った資料の用意をする。今のことについても調べてみる。

加藤委員

児童の側と教師の側、あるいは学校、さらに広げると家庭や親の問題も出てくると思う。

委員長

資料を出していただいた上で、改めてきちんとした議論をしていけばよいと思っている。他にはあるか。

外松委員

先ほどの話と関連するかもしれないが、保育園や幼稚園の年長児の生活の様子を、受け入れる側の地域の学校は、現段階ではどの程度知ることが可能なのかということをお教えいただきたい。

教育長

その件についても資料を用意しておく。

青木委員

資料3 - 2で、幼稚園における保育所と小学校の交流についてのデータはわかったが、保育所から見た小学校についてのデータもあるのであれば、それもいただきたいと思う。保育所が小学校に対してどのようなことをしているかというデータをいただきたい。

外松委員

ただいまの青木委員の発言に関連してであるが、現在、保育園が年長児に対して入学の準備をどの程度行っているのかについて、具体的なことを教えていただきたい。

教育長

保育所関係は教育委員会の所管ではないため、区長部局の担当部署に、お二人のおっしゃったことについて話をし、何か資料があれば用意してほしい。

青木委員

先ほど外松委員もおっしゃったが、保護者に対する学校側の対応も知りたいところである。何か問題があったクラスがより問題を抱えてしまったりとか、あるいはよいほうに向かったりなどに関して保護者とかかわりの中で、こういうことがあってよくなったとか悪くなったとかという事例があれば、それも教えていただきたい。

加藤委員

資料3 - 2の2番の(2)の上から3番目の項に、幼稚園と小学校の教師が意見交換等の交流を行うとある。この交流についての発言は外松委員からあったが、今行われている交流の中では一番多いと思う。その辺の実態をもう少し知りたい。定期的に1年間

を見通して行っているものなのか、あるいは子供が小学校へ進学するので、そのときに必要な情報交換を行っているのかなどいろいろなことが想定されるが、その辺の状況もわかると、これから議論したときに大いに参考になると思う。

また、幼稚園のほうでも、幼稚園指導要録の抄本を必ず小学校へ送るが、それがただ単に送付されているだけなのか、それをもとにして話し合いがされているのか、あるいは抄本を小学校の学級編成などでどのように活用しているのかという練馬区の実態もわかると、練馬区における幼小連携を話し合うときに課題がはっきりしてくると思うので、その辺についてもできれば知りたい。

教育長

わかった。ただし、練馬区の場合は、私立幼稚園が主であるので、私立幼稚園協会と、今加藤委員がおっしゃったようなことについてのデータをいただけるかどうかということ、確認しながらやっていきたいと思う。

加藤委員

実態がわからなくてここで理想的なことを言っても、あまりわからないと思うので、実態を知りたい。

委員長

この教育委員会においても、子供たちの教育は家庭教育が原点だということを何回も議論してきたところであるが、今回そのような議論をする機会が出てきた。資料が提出された時点で改めて議論していきたいと考えている。

加藤委員

もう一点発言させてもらいたい。幼小連携の協議をするに当たり、なぜ協議をするのかということを考えておく必要があると思う。きっかけとなるものから話をすると、このたび幼稚園教育要領や小学校学習指導要領に、先ほど説明があったような提示がされたので、練馬区としては幼小の連携の協議をする必要があるかと言うと、教育要領や学習指導要領が変わり、国から下へおりてきたということを踏まえて、幼小の連携を考えるとということが1つあると思う。

そういう観点から協議すると、先ほどの小一プロブレムの問題などの練馬区の実態から考えていき、幼稚園や小学校とのつながりを、幼児期あるいは児童期の教育のあり方の問題ととらえて協議していくのでは、協議の目的、内容、範囲などが随分変わってきてしまうと思う。

最初の視点で協議するのは、ある意味では2番目の視点よりも簡単かもしれないが、私としては、幼児期、児童期の教育のあり方の問題を討議した中で、幼小の連携のあり方を考えていかないと、意味あるものが出てこないのではないかと考える。教育要領、学習指導要領が変わったことに対応するために、幼小連携の方策を考えるのであれば、もしかしたら文章でつくってできてしまうほど簡単なものかもしれない。したがって、どちらの視点で話していくのかということをはっきりしておかないと、意見がその都度

かみ合わないのではないかと考える。

委員長

次回までに資料をお出しいただいて、その中で再度議論をしていくということでしょうか。

教育長

これまで、教育委員会で幼稚園、保育園と小学校とのかかわりについてきちんと議論したことはないので、それでよいのだろうかということがまず1つある。

教育委員会としては、小学校と幼稚園、保育園の連携が上手くいってない部分があり、情報が少ないまま小学校にあがっているので、クラス運営も上手くいかないところがあるのではないかとすることはずっと思っていたのである。

そうした中で、国から保育所保育指針等が改定されたことをきっかけとして、練馬区は、どのような状況になっているかということや協議してみようということである。教育指導としてのつながりと、幼稚園、保育園と小学校とのつながりの2点について、そのつながりをどのようにしたら様々な課題が解決できるのかということや協議するために、テーマとして用意した。

加藤委員

その発言を受けると、単なる幼稚園と小学校、あるいは幼稚園、保育所と小学校とのつながりの問題だけで協議をするということではなく、子供の成長の問題や、親の子育ての問題、保育行政の問題などを含めた上で幼児期の教育のあり方を少し協議し、そういった中で最終的には幼小の連携につながるようにしていくということではないか。

教育長

そういうことである。ただし、保育行政については所管が教育委員会ではないので、保育行政担当からどのような反応が出てくるかわからない。しかし、保育園に行っている子も練馬の子供で、小学校の場合には95%区立に入ってくるため、それを理解してもらい、データをいただきながら進めていく形になる。したがって、単なる連携だけではなくて、家庭教育や、学校に入るときに学校はどのような説明をしているか、保育園あるいは保護者がどのような準備をして学校に入れるのかなどについて、学校がどのように受けとめて、1年生としてスタートさせていくかなどを協議するのである。つまり、様々な観点から協議をするということである。

加藤委員

議論の方向性や内容などを確認しておきたかった。

教育長の発言で皆さんがよろしいというのであれば、私もそちらのほうが賛成なのである。単なるつながりの問題だけで話ししてもあまり意味がないと考える。

外松委員

今まで、小学生、中学生の問題を話し合ってきたときに、問題の根っこは幼児教育にあるということは、教育委員会でもたびたび発言が出ていたところであるため、今回のことをきっかけに、深めた話し合いができるということはよいことだと思う。視点が連携だけにとどまらず、幼児教育についてまで話を深めていくことができればよいと考える。

委員長

小中連携については、大分議論してきているところであるが、それと同じように、幼稚園、保育園と小学校との連携をどうするかということについて、詳しく議論していく必要があると思っている。

教育長

私立幼稚園協会の方がどのような反応を示すのかはこれからの話である。それから、保育園でも、保育園は幼稚園と違うからということも有り得るが、新しい保育指針が出たこともあるため、理解はしてもらえと思う。

私立幼稚園協会にはしっかりとお話をしていきたいと思う。

加藤委員

このような議論をしたことがないということはそのとおりである。この前の会議でも、結構皆さんから発言があった。

練馬区で生まれた乳幼児から幼児期、児童期を練馬区で過ごす子供がいるのである。その子供で、私立の幼稚園に行く子もいれば、公立の子もいるし、公立の保育所、私立の保育所に行く子もいれば、家庭で育てている子もいる。そのような子供の、大きく言えば教育について語るわけである。それを語った上で、幼小連携のことを最後に考えるという議論の仕方に持っていきたかったため発言したのである。

教育長

まさにそういうことである。今回の内容は教育委員会だけの話ではなく、他の部署などに関係もあるため、協力がどこまで要るかということはある。

委員長

医学も進行し、胎内にいる胎児がどのような状況にあるのかということが、今、大分知られるようになってきていて、その子供が生まれて3～4歳になったときに、その当時の状況を心理学者が調べているデータがたくさんあるので、次回にできれば話をしたいと思っている。

資料をまとめてもらい、また改めて議論をしていきたいと思う。

それでは、本日のところは日程の関係もあるので、特にご意見・ご質問等がなければここまでにとどめて、次回以降に協議をしていきたいと思う。それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いする。

教育長

本日は報告する内容がたくさんあるため、説明については各課長から補足にとどめさせていただく。なお、9月15日から1カ月間、第三回区議会定例会が開かれる。この定例会はご案内のとおり、決算の認定をしていただく定例会である。

委員長

それでは、報告 番、平成20年度歳入歳出決算について、説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）平成20年度歳入歳出決算について、教育費が前年度と比較して増加した理由は、中村南スポーツ交流センター建設費等によるものであること等を補足説明

委員長

各委員のご意見、ご質問等を伺う。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の 番、学校跡施設（光が丘地区）活用基本計画（案）について、説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）統合に伴い廃校となる光が丘地区の4小学校の学校跡施設の活用について、素案として公表されること、光が丘第二小学校跡施設には(仮称)学校支援センター等を入れる予定であること、光が丘第三小学校跡施設には民間に貸与を予定していること、光が丘第五小学校跡施設には(仮称)こども発達支援センター等を入れる予定であること、光が丘第七小学校跡施設には日大光が丘病院の立て替えの間民間に貸与を予定していること等を補足説明

生涯学習課長

ただいま説明があった3回の地元説明会とは別に、学校施設を利用している利用団体に対して、統合する2つの学校ごとに9月9日、10日、18日、19日の4日間にわたり説明会を開催する。

総合教育センター所長

学校跡施設活用基本計画において整理を予定している（仮称）学校教育支援センターについては、練馬区新長期計画における計画事業でもあることから、跡施設活用と並行して現在検討を行っている。今年度中には事業内容や施設のレイアウトを含めた整備運営方針をまとめる予定である。検討内容がまとまり次第、ご報告をさせていただきます。

委員長

何かご質問等はあるか。

外松委員

光二小の（仮称）学校教育支援センターと、光五小の（仮称）こども発達支援センターについては、同じ教育支援に関することであるため、同じ建物のほうがよいのではという意見は出たのか。

二小と五小の1階に、地域交流コーナーを設けている案になっている。駅を挟んで北と南に二小と五小は分かれているため、それぞれの地域の近くに地域交流センターがあったほうが地域の方にとってはよいという考え方でそれぞれに設置するのか。また、校舎の規模から教室の数が足りないため、支援センターを2つに分けたと推察しているが、それらの点についてはいかがか。

教育長

同じ支援センターであるが、内容が全然違う。（仮称）こども発達支援センターは、現在、中村橋にある心身障害者福祉センターの子供部分が移動することになる。（仮称）学校教育支援センターは、教員の研修等を実施する。したがって、目的が全然違うため、一緒にはならない。

地域交流センターについてであるが、光が丘には、地域の方が利用できる施設としては区民センター、光が丘地区区民館がある。また、少し北に、旭町南地区区民館もある。

この計画素案で区民が利用できるのは2つの学校跡施設であり、残りの2つの学校跡施設は民間に貸与することになるので、どのようになるのかということがある。現在、2つの小学校を生涯学習関係の開放事業で使っている方たちに対しては、校庭ではなくなりグランドになるということは伝える予定であるが、光が丘第三小は体育館を開放事業で目一杯使っている現状がある。2つの学校では、校庭と体育館が全く使えなくなるのである。あとの6校では、工夫しながら使える。今まで使っている方たちがそれぞれ譲り合っていくような方向で行かざるを得ないと考えている。

加藤委員

教育委員会としては、今までの流れを考えたときに、教育支援センターがこのような形で発足すれば大変ありがたいという思いはある。

教育長

教育支援センターについては、生涯学習関係の利用はなく、適応教室が入る予定である。光が丘第一中学は光が丘第二小と隣接しているため、適応教室に通う児童・生徒への配慮が必要になってくるところはある。今までは、学校施設ではない教育センターの適応教室であるトライやフリーマインドに通っていたのが、今後は、すぐ隣に学校があったり、途中にも沢山の学校があることになるのである。

青木委員

現在の総合教育センターは今後どのようなになるのか。

生涯学習課長

現在の総合教育センターの跡施設ということになるかと思う。先日当委員会で報告させていただいた新長期計画の中でも一部お話しさせていただいたが、新たに生涯学習の関係で区民大学という考え方で進めさせていただければと思っている。生涯学習的な機能にあわせて、地域で活躍していただく人の人材育成のために区民大学ということを考えている。それについては、今後、報告をさせていただければと思っている。

教育長

(仮称)区民大学である。カレッジではなくて総合的なものをつくっていく考え方が今あるが、まだ確定ではない。

委員長

プールの活用についてはどのように考えているか。

庶務課長

プールについては、素案の10ページに記載がある。設備の維持や安全管理の面で課題が非常に多いため、他の用途への転換または撤去を基本としている。プールとしての活用についてはここで終えるということである。

委員長

水は張ってあるのか。水をずっと入れておくのか。

庶務課長

将来的に転用してどういう形になるかわからないが、プールとしての活用はここで終えるということである。

委員長

わかった。

教育長

プールを撤去してしまうか、防火用水として、災害時の飲み水として残すかについてはこれからの判断である。撤去するのは簡単である。広域避難場所として指定されており、プールの水は防火用水としても使えるので水を張ってある。このことについては、区長部局の判断になる。

委員長

それでは、報告の 番、専決処分の報告について、説明をお願いします。

学務課長

資料の説明（説明要旨） 昨年の8月に、学務課職員が庁有者を運転していた際に発生した事故について、事故の経緯、相手方との間に成立した和解の内容および損害賠償額を補足説明

委員長

この件について何かあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の 番、デジタル放送対応テレビ等の配備および受信環境整備工事について、説明をお願いします。

学務課長

資料の説明（説明要旨） デジタル放送対応テレビ等の配備および受信環境整備工事の概要について補足説明

委員長

この件についてご意見、ご質問等あるか。

青木委員

現在、各教室にあるテレビは廃棄するという形になるのか。

学務課長

今回、特別教室に配備することとなるが、現在練馬区の小中学校には、普通教室、特別教室合わせて2,000台近くのテレビがあり、そのうちの特別教室分をデジタル対応

に変える。今後配備する普通教室等については、区のデジタル対応を検討している会が、必要なものだけに限るとしている。委員ご指摘の特別教室に置いてあるテレビをどうするかということについては、そのテレビの耐用年数などを勘案しながら、全庁的にほかで有効活用できるものは活用していく。また、チューナーをつければデジタル放送も視聴可能であるため、そのような対応をして使用するのか、あるいは廃棄をするのかについては、これから検討するところである。

委員長

それでは、報告の 番、谷原小学校改築計画の変更について、説明をお願いします。

施設課長

資料の説明（説明要旨）谷原小学校改築計画について、従前の計画では仮設校舎を建てることなどを予定していたが、再検討した結果、既存校舎に影響なく、仮設校舎を建てることなく改築を行う計画に変更すること等を補足説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問等があったらお願いします。

外松委員

敷地の形などがあってのことなのだろうが、仮設校舎も建てることなくできるということで、すばらしい変更である。

青木委員

プールはぎりぎりまで使えるということであるが、体育館は使えない時期も出るということだろうか。

施設課長

体育館が使えない時期はないように実施設計の中で考えていきたいと思う。体育館棟を壊す時期を、北側に体育館棟をつくった後に予定しているため、体育館が使えない時期はなくなるだろうと考えている。

ただし、プールの位置については、今後地元の説明等に入った上で研究していく必要があるので、実施設計の中で詰めていきたいと思っている。

教育長

今の説明の中にあつた体育館棟は、高さが10mを超えているのか。

施設課長

超えている。

教育長

この施設ができた昭和50年ごろは、10mという高さ制限はなかったのか。

施設課長

規制緩和の適用を受けている。日影規制は、昭和50年代の半ばにできたため、その当時は、日影規制という法律上の適用は受けていないということである。

委員長

それでは、報告の 番、新型インフルエンザへの対応状況について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）新型インフルエンザの対応状況について、これまでに手洗い、うがいの徹底を通知し、マスクを配付したこと、9月4日現在のインフルエンザ様疾患による学校の休業状況等を補足説明

生涯学習課長

学級閉鎖、学年閉鎖、休校等になった場合のひろば事業ならびに開放事業の取扱いについて口頭で説明させていただく。ひろば事業および各開放事業、個人開放については、学級閉鎖、学年閉鎖、休校となった場合には、感染の拡大を防ぐために休業期間中、事業を中止させていただくということを、各学校長、開放委員、ひろば、学校応援団に通知させていただいたところである。

なお、各学校で行っている団体開放については、学級閉鎖等をしているという旨の情報を各団体にお知らせした上で、各団体のほうでの判断に任せるという指導をした。

委員長

ご質問等はあるか。

教育長

東京都から、1割以上の児童・生徒がインフルエンザ様疾患で欠席した場合を学級閉鎖とする基準が出された。ただ、この資料から、クラスで欠席者が10名ぐらい出たりしている学校がある。

委員長

全国で亡くなっている方が出ているため、状況を知っておかなければならないと思っている。

手の洗い方については、テレビ等でも放送されているようであるが、うがいについては、きちんとした指導はしているのか。ただうがいをすればよいというだけなのか。

保健給食課長

うがいについても指導をお願いしている。一定の時間をかけて、ガラガラと音をたてて口をあける形よりも、口をとじてしたほうがその作用が強いということである。

委員長

口の中に雑菌等が入るので、2～3回洗ってそれを流してからうがいすることと、緑茶に少し塩を混ぜてうがいをするのが非常に効果的である。お茶の中にはタンニンという殺菌作用がある。家庭でも使えるだろうと思う。

加藤委員

細かいことであるが、休業期間は4日とあるが、その場合に土日はどのように扱うのか。

保健給食課長

東京都の数値も原則としてとかおおむねとしている。例外はあるとは思うが、土曜日曜も、インフルエンザの菌の状態は同じであるし、子供が学校に来ていないということは同じであるため、通常土日を挟んだ場合には、土日も含めて4日間だけ休校するという考え方である。

委員長

それでは、報告の 番、新型インフルエンザ発生に伴う練馬区立中学校修学旅行の取消料等の扱いについて、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）5月20日に教育委員会が修学旅行の中止の要請を行い、延期することとなった11校分の取消料等を第三回定例会に補正予算として計上したことを補足説明

委員長

この件について、質問等はあるか。

教育長

今日現在、区内の30校は修学旅行の実施を終えていて、修学旅行を実施していないのは残りの4校である。

委員長

これから行く学校があるということか。

教育長

明日行く学校と、9月22日に行く学校があり、旭丘中学校と豊玉第二中学校は9月の末に行く予定である。9月の末に実施する学校は、初めからその日に設定していたの

ではなく、延期による変更でその日程になったのである。大阪方面ではやっていることもあり、どうなるであろうか。

外松委員

その他の変更した9校は無事に行けたのか。

教育長

行けた。

委員長

それでは、報告の 番、学校給食費食材支援の延長について説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）給食費の値上げによる保護者負担を軽減するために、昨年度から実施している食材の一部の現物支給を平成22年3月まで延長することとし、そのための経費を第三回定例会の補正予算に計上したことを補足説明

委員長

何かこの件についてご質問あるか。よいか。

それでは、報告の 番、平成20年度練馬区立の学校評価実施状況と今後の対応について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）法令の改正により平成20年度から実施することとなった学校評価について、自己評価・学校関係者評価・結果の公表の実施状況、学校評価報告書を踏まえた各校における改善策の概要、今後の対応および小学校、中学校の学校評価報告書の具体例を説明

委員長

この件についてご質問等はあるか。

加藤委員

この学校評価については、今までも何回か教育委員会で報告などがあり、自分なりに関心を持っていたが、このような形できちんと報告をしていただいて大変ありがたいと思っている。実態がよくわかるもので、高く評価したい。

資料12-2の「保護者・地域住民」集計表の で、「子供たちは、授業がわかりやすいと言っている」が、4段階評価の2で18.8パーセントある。評価の2は、どちらとも言えないということなので、その数値が気になっていたところ、自己評価及び学校関係者評価で、「教員は、丁寧に分かりやすく指導しているつもりでも、保護者・児童はそ

う捉えていないことが分かる」と書いてあった。このようなことが書かれていれば、おそらく、その校長はしっかりと指導し、教員の意識を変えたり、また保護者等に訴えたりして、すばらしい方向に行くのではないだろうか。とても参考になった。

また、で、「廊下、階段、体育館、校庭、花壇等の環境は、きれいに整備されている」の評価の2の割合が17.3パーセントである。親や子供や地域の人からすると、まだまだ安全で衛生的で健康的な学校環境を望んでいるので、この辺は謙虚に認めて努力しなければいけないと思った。大変参考になった。

資料12-3の中学校の学校評価報告書の3ページの「自己評価結果について」で、「最も悩んだのは、目標達成度の基準設定である」とある。基準の設け方のことを言っていて、このことについては、教育指導課で相談に乗ったりすることにより、もっとよくなるのではないかと思った。

資料12-3の7ページの「次年度の学校改善へ向けた校長の見解」についてである。学校の教育目標を数値化するという難しい課題に取り組んでいるのだが、難しくても評価を大切にするとすれば数値化することになる。ここでは、62%から80%へ、42%から70%へ、100%を目指すなど数値が表されている。ここに書かれているようなことは、数字で表してもそんなに違和感はないと思うが、数値化しにくい内面的なものや心理的なものが一方にはあると思うので、その辺のところをどのように評価して、表していくかというところが課題である。いずれにしても、貴重な資料を出していただき、練馬の教育の実態を知る上で大変によかったと思う。

委員長

ほかにはあるか。

青木委員

この報告書を提出された小学校、中学校の校長先生は、本当に熱心に行ってくださっていると思う。この報告書の書式は統一されてなく、それぞれの学校が独自で行っていると思うので、すばらしい書式によりすべての学校の評価があがってくるように今後の指導をよろしく願います。

教育指導課長

法令等の改正によりこのようなかたちで実施したのであるが、学校評価、今で言う自己評価自体は、どの学校でも以前からやっていたものである。書式は全くまちまちである。そこで私どもも、実施するにあたり統一的な書式を検討したが、参考に集めたものを見ると千差万別ということがわかった。今までやってきたことを全く無視、軽視することは好ましくないところがある。趣旨の徹底や数値化ということがすべてではなく、数字にあらわれない大事なことも教育にはあるという説明を加えたうえで、保護者、子供、教員が考えていることあるいは三者の意識の違いが見て取れるような形を、校長の研修会で提案し、それを参考にして各学校で、だれが見てもわかりやすいような形を心がけていただきたいということを説明した。

外松委員

いろいろありがとう。とても参考になった。資料12-3の中学校の各評価アンケートの結果表の「心身ともに健康な学校」の項の「生徒が困った時、担任の先生や心のふれあい相談員、スクールカウンセラーに相談が受けられるようになった」という生徒への質問項目についてであるが、相談を受けない子はそこにあらわれなくなってしまうので、困ったときに相談できるところがあるのを知っているかなど、質問の項目をどの子にも受けとめられるような形にするとより違ってくるのではないかと思った。

小学校のほうは、アンケートに答える子が少ないが、小学生の場合であると、評価するということが自体に慣れないのではないかなということがあるため、評価を適当に行うのではなく、望ましい評価の仕方の指導も教えていかなければと考える。挙がってきた数字をそのまま受けとめるということは少し厳しいのではないかという感想を持った。

委員長

大変貴重な資料を報告していただきありがとうございます。現場でも大変苦労して教育にあたっているということ、この数字の上からよく読み取ることができた。また、この件について議論が始まると、とてもこの時間内では終わらないと思う。

資料12-1の3の(2)の のオに「生活指導の充実」、あるいは2の(1)のオに「健全育成の充実」という項目があるが、今、薬害の問題があり、このことについても中学生、小学生にも少しずつ注意を促すことも必要であると感じている。その辺のところも検討していただければありがたい。

外松委員

資料の12-1の3番の(1)の に『「学校評議員の集い」の実施』とあるが、学校評議員の方たちに対しての研修はあるのか。

教育指導課長

平成20年度学校評議員の集いには、専門の講師をお呼びし、学校評議員の方に集まっていたいで研修会を開いたところである。

委員長

ほかによいか。

それでは、ないようであるので、つぎに進む。報告の 番、平成21年度新規練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)8月31日に、練馬区文化財保護審議会に1件の文化財を指定することと3件の文化財を登録することを諮問した旨を補足説明

委員長

この件についてご質問等はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の 番、練馬区立田柄第二小学校、高松小学校および関町小学校への学童クラブ室ならびにひろば室の整備等について、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）平成19年度に策定した放課後子どもプランに基づき、小学校外にある学童クラブを田柄第二小学校ほか2校の校内に整備することおよび整備の日程を補足説明

委員長

この件についてご質問、ご意見等はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の 番、練馬区児童劇団第28回発表会開催概要について、説明をお願いします。

生涯学習課長

特に補足はない。資料をお目通しいただければと思う。

委員長

例年開催していることである。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の 番、ジュニアレスリングスポーツふれあい事業の実施について、説明をお願いします。

スポーツ振興課長

特に補足はない。

委員長

受講者はいたのか。

教育長

これから実施するのでまだわからない。今度区報に掲載する。

委員長

その他報告あるか。

事務局

ない。

委員長

それでは、第17回教育委員会定例会を終了する。